

日立市監査告示第 9 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 13 日

日立市監査委員 橋 本 仁 一

同 吉 田 修 一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

財政部

財政課、市民税課、資産税課、納税課、公共財産管理課、契約検査課

保健福祉部

福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、
地域医療対策課、国民健康保険課、介護保険課、市営住宅課、子育て支援課、
子ども施設課

消防本部

2 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和6年8月31日まで

3 監査の実施期間

令和6年9月10日から令和6年10月28日まで

4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び重点着眼事項を主眼に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、会計年度任用職員の報酬の支給誤りについての指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上